

○尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準
を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号及び尾張旭市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1号に規定する第1号事業のうち、次に掲げる事業に要する費用の額について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 尾張旭市総合事業従来型訪問サービス
- (2) 尾張旭市総合事業従来型通所サービス
- (3) 尾張旭市総合事業運動型通所サービス
- (4) 第1号介護予防支援事業

(費用の額の算定)

第2条 実施要綱第8条第1項の規定に基づき、前条各号の事業に要する費用の額は、別表に掲げるサービスの種類ごとに、対応する1単位の単価と単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表単位数表の訪問型サービス費のアからウまで、通所型サービス費のアからウまで、運動型通所サービス費のア並びに第1号介護予防支援事業のア及びエについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた第1条第1号に規定する尾張旭市総合事業従来型訪問サービス及び同条第2号に規定する尾張旭市総合事業従来型通所サービス（以下「従来型訪問サービス等」という。）に要する費用の額について適用し、同日前に行われた従来型訪問サービス等に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

サービスの種類	1単位の単価	単位数
尾張旭市総合事業従来型訪問サービス	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める尾張旭市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	ア 従来型訪問サービス費（Ⅰ） 1,176単位／月（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問） イ 従来型訪問サービス費（Ⅱ） 2,349単位／月（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問） ウ 従来型訪問サービス費（Ⅲ） 3,727単位／月（事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問） エ 初回加算 200単位（1月につき） オ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき） (2)生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき） カ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137／1000 (2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100／1000 (3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55／1000 キ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63／1000 (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42／1000 ク 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×24／1000 注1 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。 注2 オの算定要件等については、介護保険法施行規

		則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「第1号基準告示」という。）に定めがないものは、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。 注3 アからウまでについて、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対してサービスを行った場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。 注4 カについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計とし、令和6年3月31日まで算定可能とする。ただし、(1)から(3)までのいずれかの加算を算定している場合においては、(1)から(3)までのその他の加算は算定しない。 注5 キについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの加算を算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。 注6 クについて、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの加算を算定していることを要件とする。
尾張旭市総合事	10円に単価告示に定める尾張	ア 従来型通所サービス費（Ⅰ） 1,672単位/月（事

業従来型通所サービス	旭市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度の通所) イ 従来型通所サービス費(Ⅱ) 1,672単位/月(要支援2 1月につき・週1回程度の通所) ウ 従来型通所サービス費(Ⅲ) 3,428単位/月(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所) エ 生活機能向上グループ活動加算 100単位(1月につき) オ 運動器機能向上加算 225単位(1月につき) カ 若年性認知症利用者受入加算 240単位(1月につき) キ 栄養アセスメント加算 50単位(1月につき) ク 栄養改善加算 200単位(1月につき) ケ 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位(1月につき) (2)口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位(1月につき) コ 選択的サービス複数実施加算 (1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) ①運動器機能向上及び栄養改善 480単位(1月につき) ②運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位(1月につき) ③栄養改善及び口腔機能向上 480単位(1月につき) (2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位(1月につき) サ 事業所評価加算 120単位(1月につき) シ サービス提供体制強化加算 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ①事業対象者・要支援1 88単位(1月につき・週1回程度の通所) ②要支援2 88単位(1月につき・週1回程度の通所) ③事業対象者・要支援2 176単位(1月につき・
------------	---------------------------	--

		週2回程度の通所) (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ①事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき・週1回程度の通所) ②要支援2 72単位 (1月につき・週1回程度の通所) ③事業対象者・要支援2 144単位 (1月につき・週2回程度の通所) (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ①事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき・週1回程度の通所) ②要支援2 24単位 (1月につき・週1回程度の通所) ③事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき・週2回程度の通所) ス 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (3月に1回を限度として1月につき) (2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位 (1月につき) ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位 (1月につき) セ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1)口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位 (1回につき) (2)口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位 (1回につき) ※ 6月に1回を限度とする。 ソ 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき) タ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×59／1000 (2)介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×43／1000
--	--	---

		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×23／1000 チ 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12／1000 (2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10／1000 ツ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×11／1000 注1 アからウまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。 注2 アからウまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。 注3 アからウまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、それぞれ以下の単位を減算する。ただし、傷病により、一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 ・ア及びイ 376単位（1月につき） ・ウ 752単位（1月につき） 注4 エ及びオにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。 注5 カ、キ、ク、ケ、シ、ス、セ及びソの算定要件等については、第1号基準告示に定めがないものは、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における同加算の取扱いに準ずる。
--	--	---

		注6 タについて、所定単位はアからソまでにより算定した単位数の合計とし、令和6年3月31日まで算定可能とする。ただし、(1)から(3)までのいずれかの加算を算定している場合においては、(1)から(3)までのその他の加算は算定しない。 注7 チについて、所定単位はアからソまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの加算を算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）アを算定していることを要件とする。なお、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、一方の加算は算定しない。 注8 ツについて、所定単位はアからソまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの加算を算定していることを要件とする。
運動型通所サービス	10円に単価告示に定める尾張旭市地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	ア 運動型通所サービス費 250単位
第1号介護予防支援事業	10円に単価告示に定める尾張旭市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額	ア 介護予防ケアマネジメント費A（従来型訪問サービス、従来型通所サービス及び運動型通所サービスに適用） 438単位（1月につき） イ 初回加算 300単位（1月につき） ウ 委託連携加算 300単位 エ 介護予防ケアマネジメント費C（短期集中訪問サービス及び短期集中通所サービスに適用） 215単位（1月につき） 注1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、事業対象者、要支援1及び要支援2を対象とする。 注2 住所地特例による財政調整においては、1件当たり438単位とする。算定に当たっては、住所地特例対象者の数に438単位を乗じた金額の支払・請求により財政調整を行うものとする。

備考

- 1 日割りについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成30年3月30日厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡）」により算定を行う。
- 2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、サービス提供体制強化加算及び事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービスを行う場合の減算は、実施要綱第10条に規定する支給限度額の算定対象外とする。
- 3 利用者が一の従来型訪問サービス指定事業所において従来型訪問サービスを受けている間は、当該従来型訪問サービス指定事業所以外の従来型訪問サービス指定事業所が従来型訪問サービスを行った場合に、従来型訪問サービス費は、算定しない。
- 4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。）を受けている間は、従来型訪問サービス費は、算定しない。
- 5 利用者が一の従来型通所サービス指定事業所において従来型通所サービスを受けている間は、当該従来型通所サービス指定事業所以外の従来型通所サービス指定事業所が従来型通所サービスを行った場合に、従来型通所サービス費は、算定しない。また、利用者が運動型通所サービス指定事業所において運動型通所サービスを受けている間は、従来型通所サービス指定事業所が従来型通所サービスを行った場合、従来型通所サービス費は、算定しない。
- 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、従来型通所サービス費及び運動型通所サービス費は、算定しない。
- 7 利用者が一の運動型通所サービス指定事業所において運動型通所サービスを受けている間は、当該運動型通所サービス指定事業所以外の運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合に、運動型通所サービス費は、算定しない。また、利用者が従来型通所サービス指定事業所において従来型通所サービスを受けている間は、運動型通所サービス指定事業所が運動型通所サービスを行った場合、運動型通所サービス費は、算定しない。